

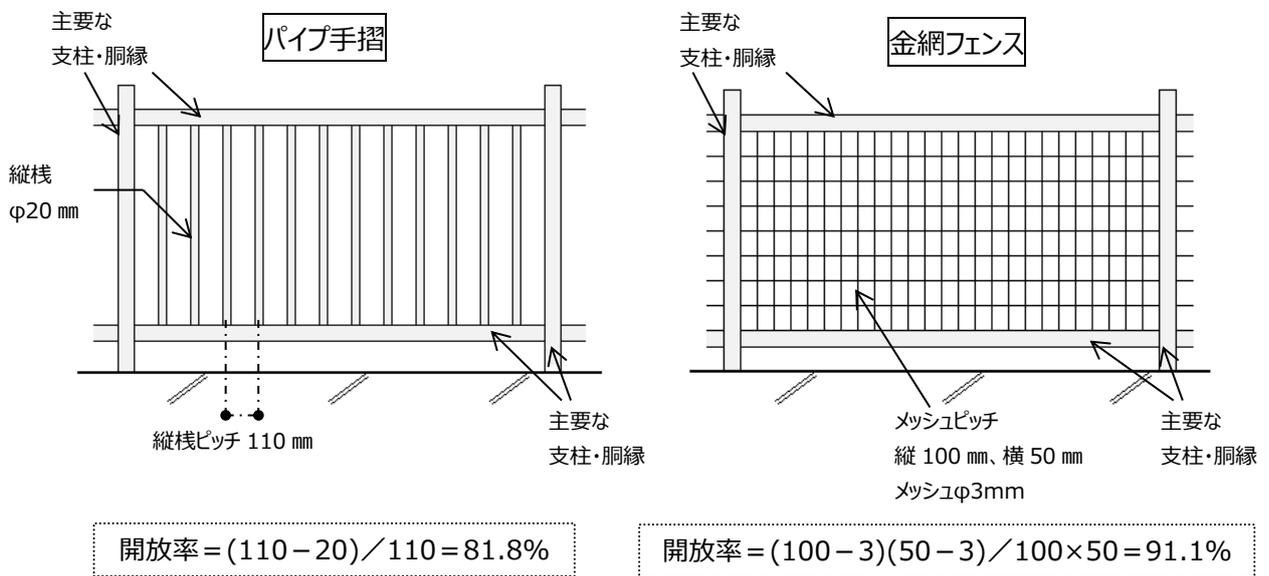
雑則規定 2-2	面積、高さ及び階数の算定
-------------	---------------------

屋上に手すり等を設けた場合の高さの算定

関連条項：法第92条、令第2条第1項

【内容】

- ・ 屋上に設けられる手すり等で開放性が高いものは令第2条第1項第6号ハに規定する「棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物」として高さに算入しない。
- ・ 開放性が高いとは、均等に開放されており、かつ、見付け面の開放率が80%以上のものとする（下図参照）。なお、開放率の算定に際しては、手すり等を支える主要な柱、胴縁で一定スパンごとに設けられるものは除外して検討してよい。



【解説】

- ・ 開放性が高い金網やパイプ手すり等、周辺の採光、通風、開放性や日照等の環境条件に大きな影響を及ぼさないものは令第2条第1項第6号ハに規定する屋上突出物として高さには算入しない。
- ・ パイプ手すり等の縦棧、横棧の区別は問わないが、上記の環境条件に大きな影響を及ぼさないものとして、開放率は80%以上、かつ、スパン方向や上下方向で開放性に大きく偏りがないものとする。
- ・ 開放率については、手すり等の設置面から上端までの面積に対する開放部分の面積で算定することを原則とするが、手すり等を支える最低限必要な柱や胴縁で部分的なものは便宜的に算定から除外してよい。
- ・ なお、ガラス状のものやパンチングメタルは、主に通風の面で影響があるため、高さに算入する。

【参考】

・高さ・階数の算定方法・同解説（日本建築主事会議 基準総則研究会）